

## 道立学校における「いじめによる重大事態」の再調査に係る知事の判断について

R元. 8. 28 総合政策部政策局総合教育推進室

## 1 再調査に係る知事の判断について

平成30年4月11日に道教委から調査報告書を受領した「いじめによる重大事態」については、北海道いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）からの意見を踏まえ、再調査を行わないことを決定した。（R元. 8. 23）

## 2 調査委員会の審議結果

## (1) 再調査の必要性

なし

## (2) 上記の理由（資料2「いじめによる重大事態の再調査に係る意見について（回答）」記書き）

- ・ 本事案については、当該学校及び道教委がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- ・ 道教委及び当該学校では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、いじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意味と具体的な取り組みへの着手を確認できたこと。
- ・ 保護者の「意見書」による再調査要望事項も含め、調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第10が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。

## 3 経過

時 期	主な事項
平成29年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道立高等学校の生徒（以下「被害生徒」という。）の保護者（以下「被害保護者」という。）から、当該学校に対して、所属している部活動内において、複数の生徒からいじめを受けているという申立て。</li> <li>・ 当該申立てに基づき、学校が「重大事態発生に係る報告書」を知事に提出。</li> <li>・ 北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が附属機関である「北海道いじめ問題審議会」による調査を開始。</li> </ul>
平成30年4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道教委が調査報告書を知事に提出。（北海道いじめの防止等に関する条例第29条第2項に基づく被害保護者からの意見を記載した書面を添付）</li> </ul>
同日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事が附属機関である調査委員会に対し「再調査の必要性の有無」について意見を照会。</li> </ul>
平成30年4月 ～令和元年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査委員会における審議等（計14回実施） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校・道教委の資料や被害保護者の意見の内容を精査・審議</li> <li>▶ 学校からのヒアリング（2回）</li> <li>▶ 道教委からのヒアリング</li> <li>▶ 被害保護者との面談（2回）</li> </ul> </li> </ul>
令和元年8月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査委員会が「再調査の必要性はない」旨を知事に回答。</li> </ul>

## 4 事案の概要

別紙のとおり

## 5 道教委の調査結果に対する被害保護者の意見の概要

- (1) 加害生徒が、なぜ、いじめをしたのかについて、小学校時代及び中学校時代に遡り成長過程を調査し、以前から問題行動があったのか、十分に指導が行われてきたのかについて検証する必要がある。
- (2) 校長は、なぜ、いじめ問題が発覚した直後に、加害生徒の大会参加を決定したのか、検証する必要がある。

## 6 調査委員会の見解

### (1) 被害保護者の意見について

#### ① 5の(1)について

- ・加害生徒の成長過程等に起因する特性がいじめの発生に直接的に結びつくとは限らない。また、加害生徒の生徒指導上の情報について、中学校から当該学校に引き継ぎはなかったが、加害生徒の言動については調査報告書でも触れられており、調査報告書では、そうしたことなどを踏まえた上で、いじめが発生した要因についての考察がなされていると考えている。
- ・今回の事案の重要な要因の一つは、顧問が、十分に部活動内を把握していない状況にあったほか、上級生に任せたままであったなど、部活動内のマネジメントに問題があることや、部活動内の上下関係のあり方といった所属集団の構造上の問題と考えられ、その点に関しては調査報告書でも一定の考察がなされている。
- ・顧問は、部員たちに対し範を示すべき立場にありながら、一部の上級生に同調した態度を取っており、顧問によるこのような行動が加害生徒の行動をエスカレートさせた面は否定できないと調査報告書において考察がなされている。
- ・部活動内で上級生・下級生を問わず、互いに人としての尊厳を尊重できる人間関係を構築するための教育的な働きかけが学校によってなされていなかった点は、当該学校の大きな問題であったと考えられる。

#### ② 5の(2)について

- ・校長が大会参加を認めた理由については、「加害生徒への教育的な指導の効果を考え、部活動を継続させる中で反省を深めさせる機会を与えることにした」などと調査報告書に記載されており、こうした点について、調査委員会の審議においても新しい事実は確認されなかった。
- ・当該学校は、「被害生徒がどんな苦しみと傷つきの中にいるのかを加害生徒等に受け止めてもらいたい」という被害保護者の思いを適切に扱うことができなかったほか、被害保護者に加害生徒への指導の内容を丁寧に説明せず納得を得られないまま、いじめの認知からいじめ防止対策委員会が開催されるまでの間に、部活動停止や加害生徒への校長説諭等を終えており、被害生徒の支援というよりも内部的に終息させることを急いでいる印象を与えている。前述の校長の判断やこうした状況の下に行った加害生徒への指導は、真摯な反省や、その後の人間的な成長や発達につながるものとなっておらず、そうした学校の対応の拙さについても調査報告書において考察がなされている。

### (2) 加害生徒への望ましい指導について

今回の事案における望ましい対応としては、まずは加害生徒に、「なぜ、被害生徒にそのような言動をしたのか」など、言動の根底にある自分自身の気持ちに気づかせるステップがあって、その後に、被害生徒の立場を自分に置き換えて共感的に理解し、「自分の言動は被害生徒を傷つけるものだった」と加害生徒が受け止め、深い反省と人間的な成長や発達に導くことであったと考える。

## 7 道教委及び当該学校における主な再発防止策について

### (1) 道教委

- ① 当該学校を繰り返し訪問し、再発防止に向けた取組の計画や進捗状況を把握するとともに、効果的な取組が行われるよう支援した。
- ② 学校いじめ対策組織が中核的な役割を果たすためのポイントやいじめの発見から解消までの対応の流れなどを明示した「北海道いじめ防止基本方針のポイント」を平成30年4月に作成、各学校等に配付するとともに、各教育局主催の生徒指導研究協議会や学校教育指導において、本資料を用いて周知した。
- ③ 平成30年4月に、「スクールカウンセラーガイドライン」、「スクールソーシャルワーカーガイドライン」及び「ネットトラブル対応マニュアル」を作成し、各学校等に配布した。
- ④ 様々な研修会などの機会を活用して、いじめの未然防止に向けた部活動の運営の在り方について協議するとともに本事案を参考とした事例研究を実施した。
- ⑤ 北海道いじめ問題審議会が作成した本事案の調査報告書及び当該報告書をくり返し活用できるよう研修の視点を複数設定した資料を用いて、スクールカウンセラーや指導主事を対象とした協議会や道立学校等において研修を実施することとした。

### (2) 当該学校

#### <教職員を対象にした取組>

- ① 北海道いじめ問題審議会による調査報告書を用いて校内研修を実施し、改めて全教職員で課題を見つめ直すとともに、再発防止に向けた取組計画を作成した。
- ② いじめの未然防止や早期発見、早期対応の実践的な方法等に関するいじめ防止対策校内研修会を年4回開催することとした。
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づき設置した「いじめ防止対策委員会」を定期的を開催することとし、いじめの対応について、組織的に対応することなどを確認することとした。
- ④ 部活動の状況も含めて、生徒の抱える課題を共有する場を月1回以上実施することとした。
- ⑤ いじめの早期解決のため、事情聴取と事実関係の分析担当、対応策の検討担当、情報共有・調整担当に分け、速やかに対応できるよう体制を整備した。
- ⑥ 学校独自の「いじめ対応チェックリスト」を作成・活用し、いじめの未然防止等に取り組むようにした。

#### <生徒及び保護者を対象にした取組>

- ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」の改訂版を作成し、毎年、生徒・保護者へ配付し、周知することとした。また、周知を徹底するために、ダイジェスト版を作成し、生徒・保護者に配付することとした。
- ⑧ 毎年、生徒・保護者に向けた学校だよりなどを通じて、いじめ対応の窓口（HR担任又は教育相談担当教員）を周知することとした。
- ⑨ スクールカウンセラーによる人間関係づくりについての集団カウンセリングを、毎年全学級で実施することとした。
- ⑩ 教育相談週間（年4回）を設定し、それぞれの期間に全ての生徒と面談を実施したほか、日常の悩みごとの相談が可能な相談室を常設した。
- ⑪ 生徒を対象にしたスクールカウンセラーによる教育相談を月2回実施することとした。
- ⑫ スクールソーシャルワーカーなどを活用し、保護者を対象にした教育相談を、毎年実施することとした。
- ⑬ いじめ実態調査アンケートについて、学校独自に実施回数を増やし、今後、年3回実施することとした。
- ⑭ 学校独自の「いじめ対応チェックリスト」を活用し、教職員が教育相談週間前に生徒についてチェックできるようにした。

<部活動を対象にした取組>

- ⑮ 本事案の部活動の活動方針を見直し、学年に関係なく協力して取り組む体制を全ての部活動の基本方針とした。
- ⑯ 部活動における指導者としての資質・能力の向上をめざし、専門家を講師に招いた部活動の運営の在り方についての校内研修を計画的に実施することとした。
- ⑰ 部活動の顧問を複数制にし、機能を強化するとともに、部活動の活動状況について共有する顧問会議を定期的を開催することとした。
- ⑱ 各部活動の取組状況を共有し、悩みや対応方法を話し合う生徒会主催の「各部活動主将会議」を定期的を開催することとした。
- ⑲ 下宿等から通学する生徒の保護者との情報交流を目的とした「部活動の保護者会」を開催することとした。

(以上)

## 事案の概要

(道教委の附属機関である北海道いじめ問題審議会が作成した調査報告書より作成)

## 1 重大事態発生報告書提出に至る経緯

- ・被害生徒は競技者として成長する目的で親元を離れ、平成27年に当該学校に入学し、部活動に入部、下宿生活を送っていた。当該部活動では、練習中の用具の準備・運搬等の仕事を上級生が下級生に教えるという関係にあったが、被害生徒は上級生が教えた仕事についてミスをすることがあった。入部当初の時点では大きく問題視されていなかったが、同年の夏合宿の頃を境に、一部の上級生は被害生徒に対して厳しく当たるようになっていった。
- ・平成27年、被害生徒は当該学校の球技大会の練習中に左足首を捻挫する怪我を負い、その後も状態が良くならなかったため、平成28年に入院し手術を受けた。手術後も良くなるとは悪くなるという状態を繰り返し、このような経過の中で、だんだんと被害生徒が暗い表情をしていることが目撃されるようになっていった。
- ・被害生徒は平成28年の夏休み中に実家に帰省し、夏休み明けから当該学校に戻り、部活動にも参加するようになったが、以前にも増して雰囲気暗くなり、保護者に学校に行きたくないと訴え下宿から実家に帰省し、心療内科に通院、「抑うつ状態」との診断を受けた。(その後、学校には登校していない。)
- ・平成28年に被害保護者は、部活動顧問に部活動内でのいじめの有無を確認したが「ないと思う」との回答であったため、平成29年に被害保護者は埒が明かないとの思いから、担任に連絡し、担任から教頭に報告。学校が調査を開始した。
- ・被害生徒の抑うつ症状は継続し、平成29年に「うつ病」と診断された。
- ・調査の結果、学校はいじめがあったと判断し、当該部活動を数日間の活動停止とし、加害生徒へは、校長等からの説諭※を実施、その後も継続して反省に向けた指導を行った。  
※説諭：懲戒に準ずる特別指導との位置づけ。学校教育法が規定する懲戒（退学、停学及び訓告）に当たらない。当該学校では大会参加が可能としている。
- ・被害保護者は当該学校に対し加害生徒のインターハイの出場に反対する意向を表明していたが、当該学校は、加害生徒が反省を深めたとしてインターハイの出場を許可し、加害生徒はインターハイに出場した。当該学校では当初、加害生徒の国体への出場も認める方針であったが、国体への参加を取り止めた。
- ・平成29年、被害保護者から重大事態が発生した又は発生した疑いがあるとの申立てがあったことを理由として、当該学校から北海道知事に対し、重大事態発生に係る報告書が提出された。

## 2 いじめの内容（調査報告書においていじめと認定されたもの）

- ・平成27年の夏合宿で、被害生徒が土足で合宿所に入る、上級生が寝ている部屋に挨拶をして入ることが重なり、加害生徒は被害生徒に対する不満を募らせていき、夕食時に加害生徒は他の部員にはデザートを配りながら、被害生徒に対してのみ自分でデザートを取らせたほか、被害生徒が爪楊枝を容器に戻した際、周りにも聞こえるように舌打ちをした。このような行為が部活動の上級生の立場から下級生に対して行われた場合には、下級生としては、上級生に反論や抵抗をすることができず、その心理的影響は深刻だったと考えられる。
- ・夏合宿が終わったところから、加害生徒の被害生徒に対する当たりが強くなっていき、加害生徒は、被害生徒に「お前ちゃんとやれや」などの叱責や無視をしたり、「死ね」「キモイ」などと言った。これらの行為が部活動という上下関係の明確な組織において上級生の立場から下級生に対して継続的に行われた場合には、下級生としては、上級生に反論や抵抗をし難く、そのため自己否定にも陥りやすい側面を有していることから、被害生徒の心理的影響は深刻だったと考えられる。
- ・平成27年夏から秋にかけての部活動内のトレーニング時、加害生徒が被害生徒の声出しに対し「うるさい」という雰囲気になった。被害生徒が日常的に乱暴な言葉で叱責されていた状況を考えれば、被害生徒に恐怖心を抱かせ、被害生徒を萎縮させる効果を持ったと考えられる。

### 3 いじめの背景

部活動内において、加害生徒から被害生徒に対して、日常的に無視・誹謗中傷のほか、乱暴な言葉による叱責などの行為が行われていた理由として、以下の点が考えられる。

- (1) 被害生徒が最下級生であり、上級生からの行為に対し反抗できないという共通認識があった。
- (2) 部活動内の仕事は上級生が下級生に教えるという文化があり、下級生が仕事ができなければ、上級生の責任にされるという観念があった。
- (3) 下級生は上級生に絶対に服従しなければならないという上意下達の関係があり、上級生の下級生に対する乱暴な態度や指導が許容されるという雰囲気があった。
- (4) 部活動顧問は、下級生の仕事に関する指導を上級生に一任しており、下級生の指導に関与していた形跡が窺われず、むしろ、部員達に対し範を示すべき立場にありながら、被害生徒に対し侮辱する発言をするなど、一部の上級生らに同調した態度を取っており、顧問によるこのような行動が、加害生徒らの行動をエスカレートさせた面は否定できない。

### 4 学校の対応の問題点

#### (1) 平時のいじめ防止や対応

本事案発生以前から「学校いじめ防止基本方針」は作成されていたが、ホームページには公表されておらず、また、本事案発生時、「学校いじめ防止基本方針」に掲げられている年間計画に沿った予防対策はなされていなかった。特に、年間計画の中にいじめ防止対策の中核となる学校いじめ対策組織の会議の開催が組み込まれていたが、実際に会議が開催されることがなかった点は、組織的な対応の機能不全や遅れを引き起こした根本的な問題と考えられる。

#### (2) いじめの認知

被害保護者が顧問にいじめを訴え出てから、学校がいじめを認知するまで3週間ほどの時間を要した。顧問が被害保護者の訴えを受け止めて管理職に報告していれば、もっと早い時期にいじめの認知がなされたものと考えられ、「ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て該当組織に報告・相談する(国のいじめ防止基本方針より)」とした、いじめ防止の基本から逸脱している。

#### (3) 学校の内いじめに関する組織的な対応

いじめの認知から、学校いじめ対策組織で組織的に対応するまで半月以上を要し、その間に、部活動の数日間の停止や加害生徒への説諭等を終えており、学校いじめ対策組織による情報集約と共有、指導・支援体制の整備は行われていなかった。学校全体としてこの事態を共有し謝罪を含む指導をし、訴えのあった生徒の支援よりも、この事態を内部的に終息させることを急いでいる印象を与えることになった。

#### (4) 被害生徒並びに保護者への対応

被害保護者への対応について、初期対応の段階から顧問のいじめへの認識が不十分であったことが、顧問のみならず当該学校への信頼そのものを揺るがす大きな懸念となったものと考えられ、さらに当該顧問が部活動の指導に当たっている状況が、当該学校への不信感となっていたと考えられる。

また、被害保護者との対応窓口である教頭が、学校と被害保護者のそれぞれの真意を十分に把握し、伝達する役割を果たすべきところ、加害生徒への指導内容を丁寧に説明せず、誤解を生じさせた。

#### (5) 関係生徒並びに保護者への指導

教頭と加害生徒の指導を担当する顧問の間に、双方の情報の正確な伝達や理解の共有がなされるだけの職務上の信頼関係が構築されておらず、「被害生徒がどんな苦しみと傷つきの中にいるのかを加害生徒等に受け止めてもらいたい」という被害保護者の思いなどを当該学校が適切に扱うことができなかった。

また、加害生徒に対する指導について、学校側は、いじめがあったと認めさせることに汲々としており、真に反省を深めることができなかった。